

令和6年度

固定資産（償却資産）申告の手引き

令和5年12月



鳥羽市税務課

平素は、本市税務行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、償却資産の申告をいただく時期がまいりましたので、この手引きにより申告書を作成のうえ、ご提出ください。期限間近は窓口が混みあいますので、余裕をもってご提出いただきますようご協力をお願いします。

申告期限

令和6年1月31日（水）

提出先及びお問合せ先

〒517-0011 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市税務課固定資産税係
電話（0599）25—1133

償却資産とは

会社や個人で工場や商店を営んでいる方や、駐車場やアパートを貸し付けている方などが、その事業のために用いている構築物、船舶、機械、工具、器具、備品等の固定資産を償却資産といい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

申告していただく方は

工場や商店を営んだり、駐車場やアパートを貸し付けたりする事業を行っている方などで、償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を申告していただくこととなっています。

申告書が送られてきた方で、償却資産をお持ちでない方は、お手数ですがその旨を備考欄に記入して申告書をご提出ください。

ご注意

過去に取得した償却資産で申告漏れがあった場合、遡って固定資産税（償却資産）を納付していただくことがございます。

正当な理由なく申告されない場合は、過料を科せられるほか、延滞金を徴収されることもあります。

③【個人番号又は法人番号】

個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号）又は法人番号を記入してください。

④【事業種目（資本等の金額）】

事業種目を具体的に記入してください。また、法人の場合は、資本金、出資金を記入してください。

⑤【事業開始年月】 個人の場合は、事業を開始した年月、法人の場合は、設立年月を記入してください。

⑥【この申告に回答する者の係及び氏名】 この申告の担当者の氏名及び電話番号を記入してください。

⑦【税理士等の氏名】 経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。

(償却資産課税台帳)												※ 所有者コード												二十六号様式(提出用)
3 個人番号又は法人番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	8 短縮耐用年数の承認		有	・	<input checked="" type="radio"/> 無						
4 事業種目(資本等の金額)		旅館業・漁業										9 増加償却の届出		有	・	<input checked="" type="radio"/> 無								
		10 百万円										10 非課税該当資産		有	・	<input checked="" type="radio"/> 無								
5 事業開始年月		昭和28年3月										11 課税標準の特例		<input checked="" type="radio"/> 有	・	無								
6 この申告に回答する者の係及び氏名		鳥羽 海彦										12 特別償却又は圧縮記帳		有	・	<input checked="" type="radio"/> 無								
		(電話 25-1133)										13 税務会計上の償却方法		<input checked="" type="radio"/> 定率法	・	<input type="radio"/> 定額法								
7 税理士等の氏名		税務 太郎										14 青色申告		<input checked="" type="radio"/> 有	・	無								
		(電話 25-1133)																						

⑧～⑭
該当する方を○で囲み、「有」の場合は、P9・P10を参照してください。

⑮【資産の所在地】
市内で資産の所在する場所を記入してください。

⑯【借用資産】
借用の有無について、該当する方を○で囲み、「有」の場合は貸主の住所、名称等を記入してください。

⑰【事業所用家屋の所有区分】
該当する方を○で囲んでください。

⑱【備考(添付書類等)】
次のような事項を記入してください。
1. 納税管理人を定めている場合は、その者の住所、氏名等
2. 前年中の増減の有り・無しにチェック(廃業した場合はその旨)
3. 「短縮耐用年数承諾書の写し」、「増加償却の届出書の写し」、「非課税償却資産申請書」等、添付した書類の名称

もの		(ハ)		計((イ)-(ロ)+(ハ))				(ニ)		15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	① 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号			
千	円			十億	百万	千	円				②			
6	0	0	0	0	0	8	1	6	4		0	0	0	
						1	6	0	0		0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	2	0	6	5	0	0	0	0	0
8	8	6	8	0	0	3	8	3	6	8	0	0		
4	8	6	8	0	0	4	8	6	5	0	8	0	0	
格		(ヘ)		※ 課税標準額				(ト)		16 借用資産 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	貸主の名称等 東京都〇〇区〇〇町〇 〇 〇〇株式会社			
千	円			十億	百万	千	円				17 事業所用家屋の所有区分 <input checked="" type="radio"/> 自己所有 <input type="radio"/> 借家			
18 備考(添付書類等) 資産の変更および増減の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有り・ <input type="checkbox"/> 無し										該当の○へレ点を入れてください				
_____ _____ _____ _____ _____														

II. 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入方法

令和5年1月2日から令和6年1月1日までに取得した資産を記入してください。

はじめて申告される方や、毎年全資産を申告されている方は、市内に所有するすべての資産を記入してください。課税標準の特例の適用がある資産を取得された場合、「摘要」欄に適用条項を記入してください。

昨年度登録された全資産を打ち出しております（電子申告されている場合、打ち出しはありません）。

※ 【資産の種類】

数字で記入してください。

- 構 築 物 ・ 1
- 機 械 装 置 ・ 2
- 船 舶 ・ 3
- 航 空 機 ・ 4
- 車 両 運 搬 具 ・ 5
- 工 具 器 具 備 品 ・ 6

（種類の説明は、P7を参照してください）

② 【資産の名称等】

漢字、カタカナ、ひらがな、数字、英字を用いて記入してください。

濁点、半濁点も1字として記入してください。

③ 【数量】

資産の数量を記入してください。

④ 【取得年月の年号】

英字で記入してください。
昭和:S 平成:H 令和:R
相続の場合は、元の取得年月を引き継いでください。

令和 6 年度										
※ 所有者コード ※										
記入しないでください。										
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			(イ) 取		
					年号	年	月			
01	1		サンハシ	1	S	5	1	0	4	十億
02	1		ホンウロメン	1	S	5	6	0	5	
03	2		ノリセシメントウカンソウキ	1	H	1	1	0	9	
04	3		FRPキョセン センタイ	1	H	1	1	1	0	
05	3		FRPキョセン センタイ	1	H	0	1	1	0	
06	6		テレビ	3	H	1	7	1	2	
07	6		クーラー	5	H	2	5	0	4	
08	6		レイソウ	1	H	0	8	0	4	
09	6		チュウホウセツヒ		H	2	3	0	5	
10	1		庭園	1	R	0	5	0	4	
11	3		FRP漁船	1	R	0	5	1	0	
12	6		カラーテレビ	2	R	0	5	0	6	
13	6		冷蔵庫	1	R	0	5	0	5	
14	6		カラオケセット	1	R	0	5	0	7	
				小計						
18	1									

注意 「増加理由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、

⑤ 【取得価格(イ)】

当該資産の取得価額を記入してください。

なお、「取得価額」は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額（当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む）をいいます。

また、法人税法及び所得税法の規定による、いわゆる圧縮記帳については、固定資産税上は認められておりませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記入してください。

⑥ 【耐用年数】

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1から別表第6まで（別表第3及び第4を除く）に掲げる耐用年数を記入してください。

なお、中古資産について、見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合は、その耐用年数を記入してください。

資産・全資産用)				所有者名								1 枚のうち			
				トバウミヒコ								1 枚目			
得価額				耐用年数	価額				課税標準額				増加理由	摘要	
					(ハ) ※課税標準の特例				※						
百万	千	円		十億	百万	千	円	率	コード	十億	百万	千	円	1・2 3・4	
2000	0000	000													
3564	0000	000													
1600	0000	000													
9650	0000	000							45						
8900	0000	000							45						
600	0000	000													
1000	0000	000													
1500	0000	000													
2500	0000	000													
850	0000	000													
2600	0000	000													
1100	0000	000							45						349-3-6
300	0000	000													
3368	0000	000													
2500	0000	000													
2241	6400	000													

【摘要】

次のような事項をご記入ください。
 1. 課税標準の特例の適用のある資産を取得した場合は、適用条項（P9参照）
 2. 耐用年数の変更があった場合は、その時期及び旧耐用年数（税制改正による変更を除く。）
 3. 耐用年数の短縮の承諾を受けた資産は、その旨の表示（P10参照）
 4. その他価額の決定に必要な事項

【全部減少】

前年度登録資産で、昨年中に全部売却または除却の場合、**該当資産に線を引いてください。**

【一部減少・訂正】

前年度登録資産で、昨年中に一部減少または訂正のある場合は、**該当箇所を訂正してください。**

3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに○印を付けてください。

Ⅲ. 償却資産のあらまし

1. 償却資産の範囲

申告する資産とは

固定資産税が課税される償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形減価償却資産で、おおむね次のような資産をいいます。

- ・ 税務会計上、減価償却の対象となる資産
- ・ 簿外資産や償却済資産で1月1日現在事業の用に供することができる状態にある資産
- ・ 建設仮勘定で経理されるもののうち、1月1日現在事業の用に供することができる状態にある資産
- ・ 遊休及び未稼働資産であっても1月1日現在において事業の用に供することができる状態にある資産
- ・ 清算中の法人で自ら清算事務の用に供している資産
- ・ 他の事業者に事業用として貸し付けている資産

注：償却資産の価値を増加させるための費用は、改良費として本体とは別に申告してください。
割賦販売による所有権留保付償却資産にあつては、原則として買主が申告してください。
なお、摘要欄に買主が当該償却資産の所有権を取得する予定の年月日を記入してください。

◎ 償却方法と取得価額による申告対象の一覧 ○・・・申告対象 ×・・・申告対象外

償却方法	取 得 価 額			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別減価償却	○	○	○	○
中小企業特例*	—	○	○	—
一時損金算入	×	—	—	—
3年一括償却	×	×	—	—

*中小企業者等の少額資産特例を適用できるのは平成18年4月1日から令和6年3月31日までに取得したもの

申告する必要のない資産

次のような資産については、課税の対象となりませんので、申告の必要はありません。

- ・ 自動車税の課税対象となる自動車並びに軽自動車税の課税対象となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車
- ・ 無形固定資産（電話加入権、特許権、実用新案権等）
- ・ 耐用年数1年未満の減価償却資産又は取得価額が10万円未満の減価償却資産で、法人税法等の規定により一時的に損金算入されるもの及び取得価額が20万円未満の減価償却資産で、法人税法等の規定により一括して損金に算入する方法の対象とされるもの

課税対象となる償却資産の種類

課税の対象となる主な償却資産を資産の種類別に分類すると次のようになります。

種 類	例
第1種 構 築 物	橋、岸壁、栈橋、ドック、軌道、貯水池、水槽、打込井戸、門、塀、庭園、舗装道路、舗装路面、煙突、広告塔、ネオン塔、その他土地に定着する設備、内装等
第2種 機械 及び 装置	電気機械、医療機械、工作機械、土木機械、建設機械、印刷機械、工場等の受変電設備等の建築設備、運搬設備（コンベアー、巻上機、起重機等）、太陽光発電設備等
第3種 船 舶	一般船舶（鋼船、FRP、木船）、漁船（鋼船、FRP、木船）、モーターボート、貸ヨット、貸ボート等
第4種 航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種 車 両 及 び 運 搬 機	キャタピラを有する自動車、ロードローラー、タイヤローラー、ショベルローダー、フォークリフト、農耕作業用けん引車、土木作業用けん引車、タンク車等の特殊自動車、構内運搬車等
第6種 工具・器具及び 備 品	机、イス、ロッカー、金庫、ルームエアコン、冷蔵庫、計算機、レジスター、放送設備、テレビ、パソコン、ステレオ、応接セット、マネキン人形、理容及び美容機器、陳列ケース、看板、金型、測定工具、取付工具、雑工具、医療器具、自動販売機等

2. 建築設備における家屋との区分

建築設備の範囲

建築設備とは、電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備、運搬設備、塵芥処理施設等の家屋と一体となって家屋の効用を高める設備をいいます。

固定資産税における取扱いでは、家屋と償却資産を区分して評価しています。

建築設備の家屋と償却資産の区分

建築設備は、固定資産税の取扱上、次の区分により家屋と償却資産とに分離して課税されます。

- A：償却資産とするもの・・・区分表（P8参照）のA欄の建築設備のように単に移動を防止する程度に家屋に取付けられたもの、または、独立した機器としての性格の強いものは償却資産として課税されます。
- B：原則として家屋に含めるもの・・・区分表（P8参照）のB欄の建築設備のように通常家屋に固定され、家屋と一体となって効用を全うするものは家屋に含みます。ただし、貸ビル、貸店舗等で賃借人が施工した建築設備等については、取引上の独立性及び賃貸借人相互の合意等を考慮し、事業用であれば償却資産の対象となります。

建築設備の家屋と償却資産の区分表

設備の種類	A. 償却資産とするもの		B. 原則として家屋に含めるもの (家屋と一体になっているものに限る。)
電気設備	変電設備（配線を含む）、蓄電池設備及び発電機設備（配線を含む）、中央監視制御装置（配線を含む）、生産用動力配線、電話交換機、電話電源装置、電話機、マイクロホン及び拡声器（インターホン設備）、整流器及び蓄電池（呼出及び表示装置）		照明設備、電灯配分電盤、電灯配線、動力スイッチ、動力開閉器、動力操作盤、動力配線、電話配線及び配管、インターホン配線、電鈴、表示設備、火災報知機及び配線
	拡声装置	マイクロホン、拡声器	配線
	電気時計設備	時計、配電盤、充電器、時報時計 電光時計、モーターサイレン	配線
ガス設備	メーター、屋外配線		配管
給水設備	井戸、独立高架水槽		揚水ポンプ、モーター、ばっき設備、沈殿設備、ろ過設備、受水槽、高架水槽、止水栓ポンプ、配管
給湯設備	中央式給湯法	独立煙突及び煙道	ボイラー、貯湯槽、配管
	局所式給湯法	湯沸器、貯湯槽、バーナー、ボイラー他	
排水設備			排水ポンプ、排水管
衛生設備			水飲器、流し台、浴槽、シャワー、洗面器、手洗器、浄化槽
消火設備	ホース及びノズル、消火器		消火栓設備、スプリンクラー、ドレンジャー
換気設備			換気扇、送排風機、ダクト、ベンチレーター
空調設備	パッケージエアコンディショナー（空気分配装置のない単独型のもの）、ウインドクーラー		空気清浄機、空気ろ過機、給湿装置、冷凍機、消音装置、防振装置、遮音装置、ダクト、吹出口、ボイラー及び付属設備
避雷設備			避雷装置
運搬装置	気送子		エレベーター、リフト、ダムウェーター、エスカレーター、ベルトコンベア設備、気送管設備、メールシュート
塵芥処理設備	独立焼却炉、独立煙突及び煙道		ダストシュート、焼却炉
その他の特殊な設備	可動間仕切り		舞台装置、自動扉装置、金庫扉

特定の生産または業務用の設備の取扱い

下記のア～クの設備は上記の区分表にかかわらず、すべて償却資産として課税されます。

なお、これらの設備は税務会計上おおむね機械及び装置に含まれます。

ア 工場における動力源としてのボイラー、動力配線、発電機設備

イ 紡績業、精密機械工業、フィルム製造業における温湿度調和設備、集塵設備

ウ 冷凍、冷蔵倉庫、製氷業の冷凍冷蔵設備（配管を含む）

エ 公衆浴場（個室付浴場業を含む）の給排水設備及びボイラー設備

オ 映画、演劇、興業場のスクリーン（映写用）設備、局所照明設備（スポットライト等）

カ 百貨店、旅館、飲食店、クラブ、病院等における顧客の求めに応じて飲食物を調理するための厨房設備または衣類の洗濯設備等のサービス設備

キ 機械式立体駐車設備

ク 工場及び営業用倉庫の荷物専用エレベーター、リフト設備

3. 固定資産税（償却資産）について

区分	説明
納税義務者	令和6年1月1日現在における償却資産の所有者
税額	償却資産課税台帳の登録価格（課税標準額）に税率の1.4/100を乗じた額です。 <div style="text-align: center;">(課税標準額) (税率) (税額)</div> 計算例・・・2,000,000円×1.4/100=28,000円
免税点	償却資産の課税標準額となるべき額（全資産の合計額）が150万円未満の場合は課税されません。 （免税点未満と判断される場合であっても申告が必要です。）
課税台帳の閲覧	鳥羽市税務課において、所有者に対し閲覧に供します。 （4月1日から最初の納期限の日（土日祝祭日を除く）の間は無料）

4. 課税標準の特例について

地方税法第349条の3、同法附則第15条等に定める一定の要件を備えた償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

○課税標準の特例の対象となる償却資産（主なもの）

※令和5年11月時点

特例対象施設等	適用条項	適用期間	特例率	添付書類
内航船舶（遊覧船、遊漁船、モーターボート等は除く。）	地方税法 第349条の3第5項	永年	1/2	
再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けて取得した太陽光発電設備（ <u>H30.4.1</u> から <u>R6.3.31</u> <u>までに取得</u> した自家発電用のもの）	地方税法附則 第15条第25項	3年	2/3 又は 3/4	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し
先端設備等 （ <u>R5.4.1</u> 以降に取得のもの） ・機械及び装置 ・工具、器具及び備品 ・建物附属設備	地方税法附則 第15条第45項	3年 から 5年	①1/2 ②1/3	・認定支援機関の投資計画確認書、確認依頼書 ・基準への適合状況に関する書類（認定支援機関の提出したものの写し） ・従業員への賃上げ方針の表明を証する書類（左欄②の特例率適用を希望する場合のみ）
先端設備等 （ <u>R5.3.31</u> までに取得のもの） ・機械及び装置 ・工具、器具及び備品 ・建物附属設備 ・構築物 ・事業用家屋	地方税法附則 旧第64条	3年	ゼロ	・認定設備導入計画に係る申請書及び認定書の写し ・認定支援機関確認書の写し ・工業会等証明書の写し ・事業用家屋の場合は建物登記簿謄本の写し等

※特例資産を取得された方は、種類別明細書（増加資産、全資産用）の摘要欄に適用条項を記入し、当該資産の「カタログ」、「関係官公庁へ提出した書類の写し」を添付してください。

※詳細については、税務課固定資産税係へお問い合わせください。

5. 短縮耐用年数、増加償却、特別償却、圧縮記帳の取り扱い

(1) 短縮耐用年数について

法人税法施行令第 57 条第 1 項または所得税法施行令第 130 条第 1 項の規定により、短縮耐用年数を適用している場合は、国税局長の承認書の写しを添付してください。

(2) 増加償却について

法人税法施行令第 60 条または所得税法施行令第 133 条の規定により増加償却をしている場合は、税務署長へ届け出た書類の写しを添付してください。

(3) 特別償却または圧縮記帳について

租税特別措置法に基づく特別償却を適用した資産を取得した際でも、固定資産税の取扱いでは圧縮額を損金に算入した場合の圧縮記帳の制度は認められていませんので、記入漏れのないよう注意してください。種類別明細書（増加資産、全資産用）の取得価額欄は、圧縮前の取得価額を記入してください。

6. 国税との主な違い

項目	地方税の取扱い (固定資産税)	国税の取扱い (法人税法・所得税法)
償却計算の基準日	賦課期日 (1月1日)	事業年度(決算期)
減価償却の方法	一般の資産は 固定資産税定率法を適用(固定資産評価基準別表第15に定められた減価率を用いる) ※ 法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様	建物以外の一般の資産は、 定率法・定額法の選択制度 【定率法選択の場合】 ・平成19年4月1日以降に取得された資産は「定率法」を適用 ・平成19年3月31日までに取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。	認められます。
即時償却・特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められません。	認められます。
増加償却	認められます。	認められます。
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価格(1円)まで
改良費の評価方法	改良費は区分して評価します。	改良費は合算して評価します。
中小企業者の少額減額償却資産 の損金算入の特例 (租税特別措置法)	金額にかかわらず 認められません。	認められます。

7. 固定資産税における課税免除及び不均一課税について

鳥羽市では、次の場合、固定資産税についての課税免除又は不均一課税を行っています。該当する場合は、毎年1月31日までに申告が必要ですので、鳥羽市税務課へご連絡ください。

根拠法令	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (第24条)	離島振興法 (第20条)
地域	鳥羽市全域	離島地域
期間	3年間	
軽減内容	課税免除	税率を0.14%とする。
対象事業の種類	① 製造業 ② 旅館業 (下宿営業を除く。) ③ 情報サービス業等 ④ 農林水産物等販売業 (市内で生産された農林水産物又はその農林水産物を原料・材料として製造、加工・調理したものを店舗において主に市外の人に販売することを目的とする事業)	① 製造業 ② 旅館業 (下宿営業を除く。) ③ 情報サービス業等
対象事業に供する設備等の取得価格の合計額	上記①②については、資本金 1,000万円以下の場合、 <u>500万円以上</u> 5,000万円超1億円以下の場合、 <u>1,000万円以上</u> 1億円超の場合、 <u>2,000万円以上</u> 上記③④については、資本金にかかわらず <u>500万円以上</u> のもの	上記①②については、資本金 5,000万円以下の場合、 <u>500万円以上</u> 5,000万円超1億円以下の場合、 <u>1,000万円以上</u> 1億円超の場合、 <u>2,000万円以上</u> 上記③については、資本金にかかわらず <u>500万円以上</u> のもの
申告区分	青色申告	
対象となる資産	・家屋：直接、事業の用に供する部分	
	・償却資産：旅館業以外の用に供する機械及び装置	・償却資産：直接、事業の用に供する機械及び装置
	・土地：取得した日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった土地で、直接事業の用に供する部分	

法人番号・個人番号（マイナンバー）の記載について

平成 28 年 1 月 1 日以降に提出する償却資産申告書の様式に個人番号の記載欄が新設されました。個人番号を記載した申告書をご提出いただく際、本人確認資料（個人番号確認資料＋顔写真付身元確認資料）の提示が必要となりますので予めご了承ください。

1. 法人番号の記載

13 桁の法人番号は、公表されることを前提とした番号です。
間違いのないよう注意してご記載ください。法人番号確認書類の添付は必要ありません。

2. 個人番号の記載

12 桁の個人番号は、住民票を有する全ての方に通知される大切な番号です。
個人情報の漏えい、成りすまし等を防ぐため、個人番号が記載された申告書の受付には本人確認が必要です（郵送の場合は下記を参考に確認書類の写しを同封してください）。

【本人による申告の場合】（一般的な本人確認方法）

個人番号カード（写真付のもの）：これ 1 枚で可

↓ 個人番号カードがなければ

通知カード
又は
個人番号記載の住民票の写し

+

運転免許証等（写真付）が必要

↓ 顔写真付の証明書がなければ

通知カード
又は
個人番号記載の住民票の写し

+

2 種類以上の証明書
（公的医療保険の被保険者証や
年金手帳等）が必要



【代理人による申告の場合】（一般的な代理申告方法）

①委任状（代理権の確認）、②代理人の運転免許証等（代理人の身元確認）、③所有者の個人番号カードや通知カードの写し（本人の番号確認）が必要です。

（税理士の場合は、①税理代理権限証書、②税理士証票、③所有者の個人番号カード又は通知カードの写し。）

申告書への番号記載場所は下記矢印部分となります。

令和 5 年度 償却資産申告書（償却資産課税台帳）		※ 所有者コード	
3 個人番号又は法人番号		9 短期耐用年数の承認	有・無
4 事業開始年（資本等の金額）		10 増加償却の届出	有・無
5 事業開始年月		11 非課税該当資産	有・無
6 この申告に回答する者の係及び氏名		12 特別償却又は圧縮配額	有・無
7 税理士等の氏名		13 課税標準の特例	有・無
		14 課税標準の特例	定率法・定額法